

北海道文化振興指針の改正について

1 北海道文化振興指針

平成6年3月制定の「北海道文化振興条例」に基づき、道の文化振興施策の基本的な方向を示すものとして同年8月に策定し、以降改正は行っていない。

2 指針改正の目的

平成29年6月の文化芸術基本法改正により、文化庁では地方公共団体による「地方文化芸術推進基本計画」（以下、基本計画という）を努力義務とするなど社会情勢にも変化があったことから、道では、「北海道文化振興指針」を「基本計画」に位置づけ、必要な改正を行うこととし、方向性について文化審議会の了解をいただいたところ。

■文化芸術基本法（文化庁）の改正概要

区分	概要
改正趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を取り込むこと 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承発展及び創造に活用すること
基本理念 （主な改正内容）	<ul style="list-style-type: none"> ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備 ②観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定

※ 文化芸術基本法の改正のほか、障害者文化芸術推進法が制定

3 文化審議会でのこれまでの経過と主な意見

R元. 8	法に基づく計画の策定は「北海道文化指針」改正で対応する方針を説明し了承を得た
R2. 1	指針改正の方向性を説明し了承を得た <ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無に関わらず全ての道民を対象にすることを明記 「縄文文化」「アイヌ文化」について指針に新たに盛り込む 数値目標を設定すること など
R2. 3	指針改正のイメージ（たたき台）を提示し意見を聴取 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> SDGs とのかかわりを明記すべき 障害者の文化活動等の機会支援を明記すべき 文化と観光の繋がりを明記すべき 事業ごと、項目ごとの数値目標を設定すべき

4 指針改正に当たっての主な課題、検討事項

指標・数値の設定について	<ul style="list-style-type: none"> 法で規定の基本計画に位置づけるため、<u>設定する指標は検証が可能な指標・指数とすることが必要</u>だが、各種計画などで文化に関する数値と目標は限定的。
「北海道劇場基本計画」について	<ul style="list-style-type: none"> 道では、文化の創造・発信の拠点として「北海道劇場」を整備するため、<u>平成8年度に「構想」を、平成14年度に「計画」を策定</u>。 策定以降、道財政は現在に至るまで厳しい状況が続いている。 平成30年度には、札幌市が札幌文化芸術劇場「hitaru」等をオープンし、<u>「構想」にある機能を有する施設が整備</u>。 今後道に求められる役割、果たすべき機能について検討を行い、その結果を踏まえ、<u>今後の舞台芸術活動のあり方について検討</u>することとしている。